

市 民 部

令和3年(2021年)8月25日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和3(2021)年度補正予算概要	1
2 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子	2～4

1 令和3(2021)年度補正予算概要

(1) 国民健康保険事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
道支出金	672	保険給付費等交付金増 特別交付金増	672 672
繰入金	△24,791	一般会計繰入金減 前年度精算分	△24,791 △24,791
繰越金	645,134	前年度繰越金増	645,134
補正額計	621,015		
補正後予算額	28,362,899		

[歳出]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
基金積立金	501,469	国民健康保険事業財政調整基金積立金増	501,469
諸支出金	119,546	償還金 補助金等返還金	119,546 119,546
補正額計	621,015		
補正後予算額	28,362,899		

2 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付等に係る手数料を廃止するため

(2) 改正内容

別表第1中

「

戸籍の附票の除票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	300円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付（市長が定めるやむを得ない事由による再交付を除く。）	1件につき	800円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納を理由とする交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。）に限る。）	1件につき	800円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第29条第1項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。）	1件につき	800円

を

」

戸籍の附票の除票に記載をした事項に関する証明書の交付	1 通につき	300円	に
----------------------------	--------	------	---

改める。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

函館市手数料条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																																										
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 60%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>戸籍の附票の除票に記載をした事項に関する証明書の交付</td> <td style="text-align: center;">1通につき</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> <tr> <td>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付（市長が定めるやむを得ない事由による再交付を除く。）</td> <td style="text-align: center;">1件につき</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> <tr> <td>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納を理由とする交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。）に限る。）</td> <td style="text-align: center;">1件につき</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> <tr> <td>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第29条第1項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。）</td> <td style="text-align: center;">1件につき</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	(略)			戸籍の附票の除票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	300円	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付（市長が定めるやむを得ない事由による再交付を除く。）	1件につき	800円	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納を理由とする交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。）に限る。）	1件につき	800円	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第29条第1項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。）	1件につき	800円	(略)			<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 60%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>戸籍の附票の除票に記載をした事項に関する証明書の交付</td> <td style="text-align: center;">1通につき</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	(略)			戸籍の附票の除票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	300円	(削る)			(削る)			(削る)			(略)		
区分	単位	金額																																									
(略)																																											
戸籍の附票の除票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	300円																																									
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付（市長が定めるやむを得ない事由による再交付を除く。）	1件につき	800円																																									
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納を理由とする交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。）に限る。）	1件につき	800円																																									
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第29条第1項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。）	1件につき	800円																																									
(略)																																											
区分	単位	金額																																									
(略)																																											
戸籍の附票の除票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	300円																																									
(削る)																																											
(削る)																																											
(削る)																																											
(略)																																											